

後発医薬品のある先発医薬品 (長期収載品) の選定療養について

令和6年10月より後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金(選定療養費)をお支払いいただきます。(本制度は厚生労働省が定めたものです)

本制度の変更に伴い、令和7年1月6日より当院の処方箋が「銘柄名処方」から「一般名処方」になります。処方箋の記載方法は変わりますが、調剤薬局で今までと同じ薬を受け取ることが出来ます。一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明しますので、ご不明な点がございましたら受付までお声掛けください。

■「一般名処方」とは？

- ①処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名(有効成分の名称)を記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ②厚生労働省が示している記載方法に準じて、「【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」」で記載されます。
※よく似た名称が多いため医薬品名の後に(先発品〇〇)と記載しているものもあります。

交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の使用期間	令和 年 月 日	特記記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
変更不可 (医療上必要)	患者希望	個々の処方箋への変更 記載し、「後発医薬品」を記 え、先	商品名で記載	薬品)を記 え、先
処			〇〇〇錠10m g 1錠 分1 朝食後 7日分	



交付年月日	令和 年 月 日	処方箋の使用期間	令和 年 月 日	特記記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。
変更不可 (医療上必要)	患者希望	個々の処方箋への変更 記載し、「後発医薬品」を記 え、先	一般名で記載	薬品)を記 え、先
処			【般】△△△錠10m g 1錠 分1 朝食後 7日分	

■「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費削減につながります

ご不明な点がございましたら受付までお声掛けください。